

承認を受けている厚生労働大臣が定める 施設基準

「当院、**高度治療室**では、1日に**10**人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

● 8：30～17：30

看護職員 1人当たりの受け持ち数は **1**人以内 です。

● 17：30～8：30

看護職員 1人当たりの受け持ち数は **4**人以内 です。

〔2024年12月実績〕

基本診療料に関する項目

- 一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 2 [4・5・6病棟]
- **ハイケアユニット入院医療管理料 1** [高度治療室]
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 [7病棟]

● 入院診療計画

当院は、医師、看護師等が共同して患者さまの入院に関して総合的な入院診療計画を策定し、文書により交付し説明いたしております。

● 院内感染防止対策

当院は、病院長、各部門の責任者、感染対策に関し担当の経験を有する医師等の職員から構成された院内感染防止対策委員会を月1回程度、定期的で開催しております。また、各病室の入り口に速乾式手洗い液等の消毒液を設置するなど院内感染防止対策を行っております。

● 医療安全管理体制

当院は、安全管理に関する指針、医療事故発生時の対応方法等、医療事故等の院内報告制度などの医療安全管理体制を整備しております。

また、安全管理の体制確保のため、各部門の責任者等で構成される委員会の開催や職員研修などを定期的に行っております。

● 褥瘡対策

当院は、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策を行っております。

● 栄養管理体制

当院は、管理栄養士を配置し入院患者さまの栄養管理を行っております。

● 意思決定支援

当院は、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

● 身体拘束縮小化

当院は、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員等から構成される身体的拘束最小化チームを設置し、身体的拘束の最小化を行う体制を整備しております。